

可児郡御嵩町

高齢者いきがい活動支援センターみたけ

指定管理者募集要領

御嵩町高齢者いきがい活動支援センターみたけ指定管理者募集要領

1 対象の施設の概要

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| (1) 名称 | 高齢者いきがい活動支援センターみたけ
(ふらっとハウス) |
| (2) 所在地 | 岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1512 番地 1 |
| (3) 開設時期 | 平成 13 年 4 月 |
| (4) 施設概要 | |
| (ア) 敷地面積 | 318.00 m ² |
| (イ) 建築面積 | 107.84 m ² |
| (ウ) 構造 | 鉄骨造平屋建 |
| (エ) 施設内容 | 洋室
事務室
食堂
調理室
トイレ(男女兼用) |

2 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 御嵩町高齢者いきがい活動支援センターの設置及び管理に関する条例(平成 12 年 3 月 23 日条例第 23 号。以下「条例」という。)及び同法施行規則等関係法令の規定を遵守すること。
- (2) 施設整備及び備品等の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 条例第 3 条で規定する業務。
- (2) 施設の利用許可に関する業務。
- (3) 施設、付属設備及び備品の維持管理に関する業務。
- (4) 教室参加料徴収に関する事務。
- (5) その他施設の管理運営に関し、町が必要と認める業務。

4 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

*管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことが

あります。

*町議会（令和4年12月議会を予定）の議決を経て指定管理期間が確定します。

5 教室参加料

指定管理者の収入となります。

6 指定管理料

- (1) 指定管理料は、原則年4回の分割(4月、7月、10月、1月)とし、事業報告書による精算を別途行うこととなります。支払方法、支払金額等詳細については、指定管理者と町との間で締結する年度協定で規定します。
- (2) 各会計年度における指定管理者の決算について、指定管理料及び教室参加料等による収入額が支出額を上回った場合であっても、町は指定管理者に対して精算による返還金を求めません。同様に、収入額が支出額を下回った場合であっても、町は指定管理者に対して不足額の補てんは行いません。

7 責任分担

管理運営に係る指定管理者と町との責任の分担は、次の表のとおりとします。なお、この表で定める事項で疑義のある場合又は表に定める以外の不測の事態が生じた場合には、双方で協議の上、責任分担を決定します。

種類	内容	負担者	
		町	指定管理者
物価・金利変動	物価もしくは金利の変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務に用に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
税制・法令改正	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の改正等による経費の増加又は収入の減少		○

その他の制度変更	指定管理者制度に直接関係する法律、条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の法律、条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少		○
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
需要変動	需要変動による収入の減少		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
物品の修繕・更新	指定管理者の管理瑕疵に基づく物品の破損に伴う修繕又は更新に係る費用		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない物品の破損に伴う修繕又は更新に係る費用で1件8万円以上(税込み)のもの	協議事項	
	指定管理者の管理瑕疵によらない物品の破損に伴う修繕又は更新に係る費用で1件8万円未満(税込み)のもの		○
施設又は設備の損壊等に伴う修繕、事業の中断	指定管理者の管理瑕疵に基づく施設又は設備の損壊等に伴う修繕費用等の増加及びこれに伴う事業の中断等		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設又は設備の損壊等に伴う修繕費用等で1件20万円以上(税込み)のもの	協議事項	
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設又は設備の損壊等に伴う修繕費用等で1件20万円未満(税込み)のもの		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設又は設備の損壊等に伴う事業の中断等	協議事項	
許認可等	町が取得すべき許認可等が取得又は更新されないことによる事業の中止及び延期	○	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得又は更新されないことによる事業の中止及び延期		○

第3者への賠償	指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
不可抗力	不可抗力に伴う施設及び設備の復旧経費	○	
	不可抗力に伴う事業の中断及びこれに伴う指定管理者の損害	協議事項	
引継費用	管理運営の引継に必要な経費		○

* 不可抗力・・・暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、暴動その他の町又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人的な現象

8 保険の加入

(1) 火災保険

町は、当該施設について建物総合損害保険に加入し保険料を支払うものとします。ただし、指定管理者の責めに帰すべき理由により町が損害を受けたときは、その賠償について請求するものとします。

(2) 賠償責任保険

指定管理施設における損害賠償責任が生じたことによって被る損害を総合的にてん補する賠償責任保険については、指定管理者は町が加入している総合賠償補償保険の被保険者に該当するため、賠償責任保険に加入する必要がありません。

ただし、自主事業における損害賠償については保険の対象外となることから、指定管理者の責任において実施してください。

(3) 車両保険

施設備え付け車両(備品)については、指定管理者の責任において保険に加入し、負担してください。

* 本施設には備え付けの車両はありません。

(4) その他

指定管理者が自己の責に帰すべき事由により負担する修繕費を担保するために保険等に加入する場合は、その保険料については施設管理に関する経費には含めず、指定管理者独自の経費となります。

9 応募資格

次のすべての要件を満たす法人その他の団体とします。

- (1) 岐阜県内に本店(所)・支店(所)を有すること。もしくは、岐阜県内で指定管理、又は、介護予防事業等の実績があること。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (4) 御嵩町から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 国税又は地方税について滞納がないこと。
- (6) 会社法の規定に基づく精算の開始、破産法の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法等に基づく再生手続開始の申立てが行われていないこと。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (8) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体ではないこと。
- (9) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反していないこと。また、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過していること。
- (10) 役員(法人の監査役及び監事を含む)のうちに、次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - (ア) 成年被後見人又は被保佐人
 - (イ) 破産者で復権を得ない者
 - (ウ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - (エ) 暴力団の構成員等

10 応募方法

- (1) 提出書類
 - (ア) 指定管理者指定申請書
 - (イ) 高齢者いきがい活動支援センターみたけ事業計画書
 - (ウ) 高齢者いきがい活動支援センターみたけ事業収支計画書
 - (エ) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - (オ) 登記簿謄本(法人の場合)
 - (カ) 印鑑証明書
 - (キ) 役員の名簿及び履歴書
 - (ク) 当該年度(申請書提出日)の事業計画書・収支予算書
 - (ケ) 前年度(申請書提出日)の事業報告書・収支決算書・貸借対照表・損益計算書等
 - (コ) 町税等の納税を証明する書類

- (サ) 指定管理者となることができない団体でない旨の誓約書
- (2) 提出期限 令和4年9月30日(金)17時00分
- (3) 提出先 〒505-0116 岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1
御嵩町役場本庁舎 1階 保険長寿課 高齢福祉係
- (4) 提出方法 提出先へ持参又は郵送(郵送の場合は、提出期間内必着)
- (5) その他
 - (ア) 提出書類は、返却しません。
 - (イ) 提出書類は、選考委員会での検討又は町での事務処理に際し、複写します。
 - (ウ) 提出書類は、御嵩町情報公開条例の規定に基づき、情報公開の請求により開示することがあります。
 - (エ) 申請に要する経費等はすべて応募者の負担とします。

11 選考方法

御嵩町指定管理者選考委員会においてヒアリング及び書類審査します
選考にあたっての審査項目は次のとおりです。この審査項目について、評点の合計が最も高い応募者を指定管理の候補者とします。

- (1) 安定した管理のための経営基盤及び人材の確保
 - (ア) 財政的基盤及び経営状況
- (2) 施設の管理運営方針・安全管理等
 - (ア) 施設の管理運営方針
 - (イ) 安全管理・個人情報の保護
- (3) 事業計画と利用者サービスの向上
 - (ア) 事業計画及び協働
 - (イ) 利用者ニーズ把握・分析とその活用
- (4) 地域への貢献及び社会的責任
 - (ア) 地域への貢献及び社会的責任
- (5) 収支計画の策定
 - (ア) 収支計画と経費の削減

ヒアリングの日程 令和4年9月下旬から10月上旬予定

1.2 選考結果の通知

選考結果は、令和4年10月31日(月)までに通知します。

1.3 指定管理者の決定・協定の締結及び指定管理料の決定

- (1) 指定管理者の決定
指定管理者の候補者は、令和4年12月御嵩町議会の議決を経て指定管理者として指定されます。
- (2) 協定の締結
町議会の議決による指定管理者の決定後、本募集要領及び指定管理者の提案内容に基づき、町と指定管理者の間で、管理運営の詳細について協定を締結します。
協定は、指定期間全般に町及び指定管理者が遵守する事項を定める基本協定と、年度ごとの管理業務に係る管理経費(指定管理料)等を定める年度協定に分かれます。
- (3) 指定管理料の決定
指定管理料の上限額は、1,815万円(指定管理期間5年分の総額 消費税及び地方消費税含む)とします。
年度協定で定める指定管理料は、各年度の予算額以内となります。このため、申請時に提出された管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

1.4 問い合わせ先

御嵩町役場 保険長寿課 高齢福祉係
〒505-0116 岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1
TEL0574-67-2111(内線 2114)
FAX0574-67-1875